

第1. 設問1について.

1. 小問(1)について.

(1) 本件では D、E の原告適格 (行政事件訴訟法9条1項、以下行訴法と称す) が問題となっている。原告適格は、当該処分に対し、自己の権利又は法律上保護された利益を侵害され若しくは必然的に侵害されるおそれのある者に認められる。そして、法律上保護された利益は、当該行政処分の特長と法益法令が、不特定多数の具体的利益を専ら、一般公益として吸収・解消させるにとどまらず、個々人の個別具体的利益として保護する趣旨と認められる場合に認められる。この場合に、処分相手方以外の原告適格を判断するにあたっては、行訴法9条2項の要素により判断する。

以下 D、E を分けて検討する。

(2) D について.

ア. まず D は、本件土地から 300m 離れた場所において、

墓地を経営していること、本件許可処分がなされることに

よって、墓地経営の経営悪化のおそれが生じると主張すると

考えられる。

イ. これに対し、B 市は、法第 11 条第 1 項は、D の主張するよう

墓地経営の安定を保護するものではない、と反論すると考えられ

る。的確には、法第 11 条第 1 項は、D 及び墓地経営の安定を

保護する旨の規定はない。しかし、本件第 11 条第 2 項は、墓地

経営の安定について、その所在地に設置されたから、3年を

経過していることを要件と定め、経営主体について、一定の制限を課している。かかる規定は、墓地経営にあつては、宗教法人としての事業を、一定期間、継続した実績を要求するものである。とすれば、本件条約は、墓地経営の経営主体として、安定的に経営を継続し得る者であることを規定しているものとみることができ、よって、本件条約は、これは、経営悪化による墓地の荒廃により、問題が生ずることと防ぐ趣旨であると考へる。よって、本件条約は、処分時のみでなく、その墓地の経営中、経営の安定を継続させるため、本件条約は、たしかに認められる。

本件では、D は、約 10 年前から、墓地を経営する者であり、A に本件許可処分がなされることにより、経営の悪化の恐れを生じうる。よって、法律上保護された利益を侵害されるおそれがあるといえ、原告適格が認められる。

(3) E について.

ア. まず E は、本件土地から 80m 離れた D 所有の土地

において、障害福祉サービス事業を営む者である。そして

A に対する本件許可処分がなされた場合、本件事業所

周辺において、生活環境及び衛生環境の悪化が生じ、

業務に無視できない影響が生じると主張すると

考えられる。

イ. これに対し、B 市は、法第 11 条第 1 項は D の主張する

生活環境及び衛生環境の保護を目的とするものではなく、

わると、Cは学教法人でなく、事件条約3条1項1号の要件を欠いたない違法を生じることとなる。

1. これに対しB市は、Eの主張するような事情はなく、基地経営はAによるものである、と反論することから考えられ、そこで、~~このように~~事件のようない場合には、^(A.Cの)いずれを経営者として認めるべきかが問題となる。

この点、先述した通り事件条約3条2項は、経営母体の認定を要求する~~べきであり、~~経営者~~であり、~~であり、経営者~~であり、~~完全な資本が、~~必要であると考えられ、~~が誰であるかは、実質的な出捐者か誰であるかによって決まると考えられる。

事件では、Aは大規模な基地経営を行う財政力はなく、必要経費の全額をCより無利子で融資され、申請するに至っている。とすれば、事件基地経営の実質的な財政の基盤はCに依存しているといえることが~~認められる~~。この、実質的な出捐者はCとすることはでき、よって、基地経営は実質的にAと、Cによるものといえる。

(3) 以上のEの主張を、事件取消の646条において主張することはできるだろうか。476条210条1項は「自己の法律上の利益に関係のない違法な理由」とすることから見て、首を規定している事件では、Eのいずれの主張も、Aの法令違反を理由とすることがあり、~~Eは直接関係~~ Eの法律上の利益に直接関係するものではないとも思われる。しかし、先述の通り、Eには法律上、保護された利益を有する者がおり、Aの法令違反を主張し

処分が取消されると、自己の利益を保全することが可能か
地位を有している。よって、「自己の法律上の利益に関係する
主張といえ、事件646条において、Aの違法を主張し得る。
第2. 設問2について。

1. (1) 事件不可許可処分理由(P)について、Aからは事件
条約14条2項は、植栽を行う等周辺の生活環境と調和
するよう配慮すること、と定められており、理由(P)は生活環境
公衆衛生について過剰な要求と課すものであるとして、
違法であるとの主張をすることが考えられる。

(2) これに対しB市からは、市営には基地設置許可について
ない数量を有しており、個別的事情の下において、要件を
緩和することは問題ない、と反論することが考えられる。

(3) 事件では、210条の「都道府県知事の許可を受けな
ければならない」として規定し、詳細な許可条件を
定めている。また、事件条約12において、「市長が適当
と認める場合」(3条)、「~~特に~~市長が市民の学教感情
に適合し...(13条1項) ~~結果~~、14条1項他と
規定して市長に裁量を与えていると考えられる。よって、
B市は、市長の裁量の範囲内であると反論する。

2. (1) 次に、事件不可許可処分理由(I)について、Aからは、
210条2項は、事件条約は、他の基地経営者の経営の
決定を妨げ得るものでなく、違法な理由であると主張する
ことが考えられる。

1	(2)これに対し、B市は、近B市平行事例は国民の学教
2	感情、 非 公衆衛生、その他の公共の福祉と目的と可子
3	とす。既存の基地経管者A、Aのより大規模基地
4	経管による影響により、経管破綻した場合、基地の
5	状態を招き、近B市平行事例の目的と実効結果を
6	招きかねない。とA反論を述べたが考えらる。
7	(3)平行では、B市内は既に基地の供給過剰の傾向が
8	あり、 加 B市の反論は合理的であると考へる
9	
10	以上。
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	